

視察・研修報告(復命)書

三次市議会議長 様

報告者氏名

徳岡真紀

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田勝彦

経理責任者氏名 増田誠宏

期 間	令和7年9月21日(日)10:00~17:00
用 務 先	HRCビル5階ホール 大阪府港区波除4-1-37
用 務	子どもの権利基盤型条例/救済制度を考える 関西シンポジウム
概要及び所見 (目的、参考 にすべき事項、提言 活用策等)	子どもの権利基盤型条例と救済制度を考える関西シンポジウム 1. 開催趣旨と「地方自治」の視点 子どもの権利条約批准から30年が経過し、2022年の「こども基本法」制定を経て、日本の子ども政策は大転換期を迎えています。本シンポジウムは、関西圏における子どもの権利条例の策定状況と、その実効性を担保する「救済制度」のあり方を検討するために開催されました。条例制定は単なる形式ではなく、地域の「地方自治」そのものが問われるプロセスです。特に「立法事実(なぜ必要なのか)」「実施義務(何をするのか)」「検証の仕組み(できているか)」の3本柱を明確にし、子どもの声を聴く文化を地域に根付かせることが不可欠です。 2. 関西圏における現状と実効性の担保 四天王寺大学の吉田祐一郎准教授より、関西圏の動向と課題が報告されました。近年、条例制定自治体は急増していますが、「理念条例」にとどまり、子どもの暮らしに変化が届いていない実態が指摘されました。 「届く」権利への転換：権利があることを伝えるだけでなく、子ども自身がその権利を「使いこなせる」環境を大人が作らなければなりません。 権利擁護機関(救済制度)の必要性：権利侵害に対する個別救済だけでなく、活動を通じたモニタリングや制度改善、広報啓発を担う「子どもの権利擁護機関」の設置が、実効性担保の鍵となります。

もたちが100%の信頼を置ける体制を予算面・条例面から支援していく必要があります。

また、この「アドボカシー」の視点は、現在議論されている「校則のあり方」や「いじめ問題の解決」など、全ての教育施策においても応用されるべき共通の哲学です。「きらきらした言葉」を並べるだけでなく、子どもの「NO」という声さえも大切に拾い上げ、制度に反映させていくことこそ、主権者教育的にも子どもたちが希望を持てるまちづくりの第一歩になると確信しています。今回の学びを、今後の一般質問やこども計画の策定プロセスにしっかりと反映させるべく、本当の子どもまんなか社会を提案していきたいと思いました。

「きらきら言葉」の危うさ：泉南市の事例では、子どもの自死という悲痛な事件を経て、子どもたちの手で前文がつづり直されました。「ひとりじゃない」といった綺麗な言葉が、時として当事者の子どもには他人事にしか聞こえないという指摘は、大人社会が真摯に受け止めるべき課題です。

3. 先進事例：富田林市の「こどもまんなか」アプローチ

富田林市の大堀雄一郎こども政策課長より、条例づくりと計画策定をセットで進める先進的な体制が紹介されました。

市長の強いコミットメント：市長自らが「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、2歳児死亡事件という悲しい歴史を二度と繰り返さないという強い決意を表明したことが、庁内推進の大きなエンジンとなりました。

アウトリーチ型の意見聴取：ワークショップを待つだけでなく、子ども食堂や図書館など、子どもが日常的にいる場所へ職員が赴く「アウトリーチ」を徹底。重度障害施設など、これまで声が届きにくかった子どもたちのヒアリングも実施しています。

計画と条例の連動：条例（根拠）と子ども計画（実施・検証）を一体的に策定し、リソースが不足しがちな検証作業を計画の中に位置づけることで、持続可能な体制を構築しています。

4. 子どもの権利と地方自治の30年を問い直す

「学校化社会」と子どもの主体の喪失：子どもの時間が教育と指導に占領され、自主的な集団活動の場が失われている実態が指摘されました。教員の意識と子どもの実感の乖離も大きく、学校内の「指導指示優先」の風土が、子どもの自己決定権を阻害している側面があります。

アドボカシー（意見表明支援）の重要性：子どもが自身の関心を言葉にするのは容易ではありません。疑似的な参加から真の参加へと繋ぐ「アドボケイト（意見表明支援員）」の存在が、学校や社会的養護の現場に必要不可欠です。

全庁的な推進体制：子ども施策を特定部署の業務とするのではなく、31条（休息・余暇・遊戯）の保障を含め、都市計画や生涯学習など全庁的に取り組む「パリ原則（国内人権機関の指針）」に近い救済・評価体制が求められています。

【所感】

今回の研修から以下について一般質問等で提言していきたい。

- ・ 「こども基本法」以降の条例制定においては、単なる理念だけでなく、必ず「相談・救済機関」の設置をセットで求めるべき。
- ・ 救済制度が学校現場を排除しないよう、検討段階から教育委員会を議論のテーブルに載せ、共通認識を醸成すること。
- ・ 世田谷区の事例のように、子どもの「いごこちアンケート」など、エビデンスに基づいた評価を計画に反映させること。
- ・ 指導室での対応ではなく、社会教育・生涯学習の視点で、多様な学びの場（校内フリースクール等）を質的に確保すること。

